平成 30 年(2018 年) 5月 21 日第 6 回常任委員会決定令和元年(2019年) 5月 17 日第 7 回総会一部改正

第 79 回国民スポーツ大会・第 24 回全国障害者スポーツ大会 宿泊基本方針

第79回国民スポーツ大会(以下「国スポ」という。) および第24回全国障害者スポーツ大会(以下「障スポ」という。) に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他の関係者(以下「参加者」という。) の宿泊および食事の提供については、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会開催基本方針に基づき、次の方針により行うものとする。

1 宿 舎

- (1)参加者の宿舎は、原則として会場地市町内の旅館(旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテルおよび簡易宿泊所をいう。以下同じ。)を利用する。
- (2)会場地市町内の旅館で参加者の収容が困難な場合は、その地域の実情に応じ、関係機関・団体等と協議のうえ、公共施設、寮、保養所、寺院、民家等および近隣市町の旅館等を利用する。
- (3) 風紀上、衛生上または安全対策上の理由により、支障があると認められた旅館等は利用しない。

2 配 宿

(1)国スポにおける選手・監督および競技会に関わる役員(以下「選手・監督等」という。) の配宿は、会場地市町が行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合および選手・監督等を除く参加者の配宿は、県と会場地市町が協議したうえで行う。

障スポ参加者の配宿については、県が行う。

- (2)選手、監督の配宿は、十分な休養、休息を確保できる環境づくりを行うため以下のことに配慮して行う。
 - ①都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮する。
 - ②障スポの選手・監督については、障害特性を配慮する。
 - ③競技会場および練習会場までの交通状況を考慮する。
 - ④役員、視察員、報道員等の宿舎は、原則として、選手・監督とは別にする。

3 宿泊料金

国スポ参加者の宿泊料金は、県準備(実行)委員会および旅館等の関係団体との協議を 経て、公益財団法人日本スポーツ協会において決定する。

障スポ参加者の宿泊料金は、国スポ宿泊料金を基本とし、県準備(実行)委員会が決定する。

4 食 事

参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた滋賀県産のさまざまな食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。